

平成29年5月発行

改訂版

伝法寺地区町名地番変更のしおり

平成29年5月26日換地処分の公告

変更前



凡	例
———	実施区域
-----	市界
- - - - -	町界
-----	字界

変更後



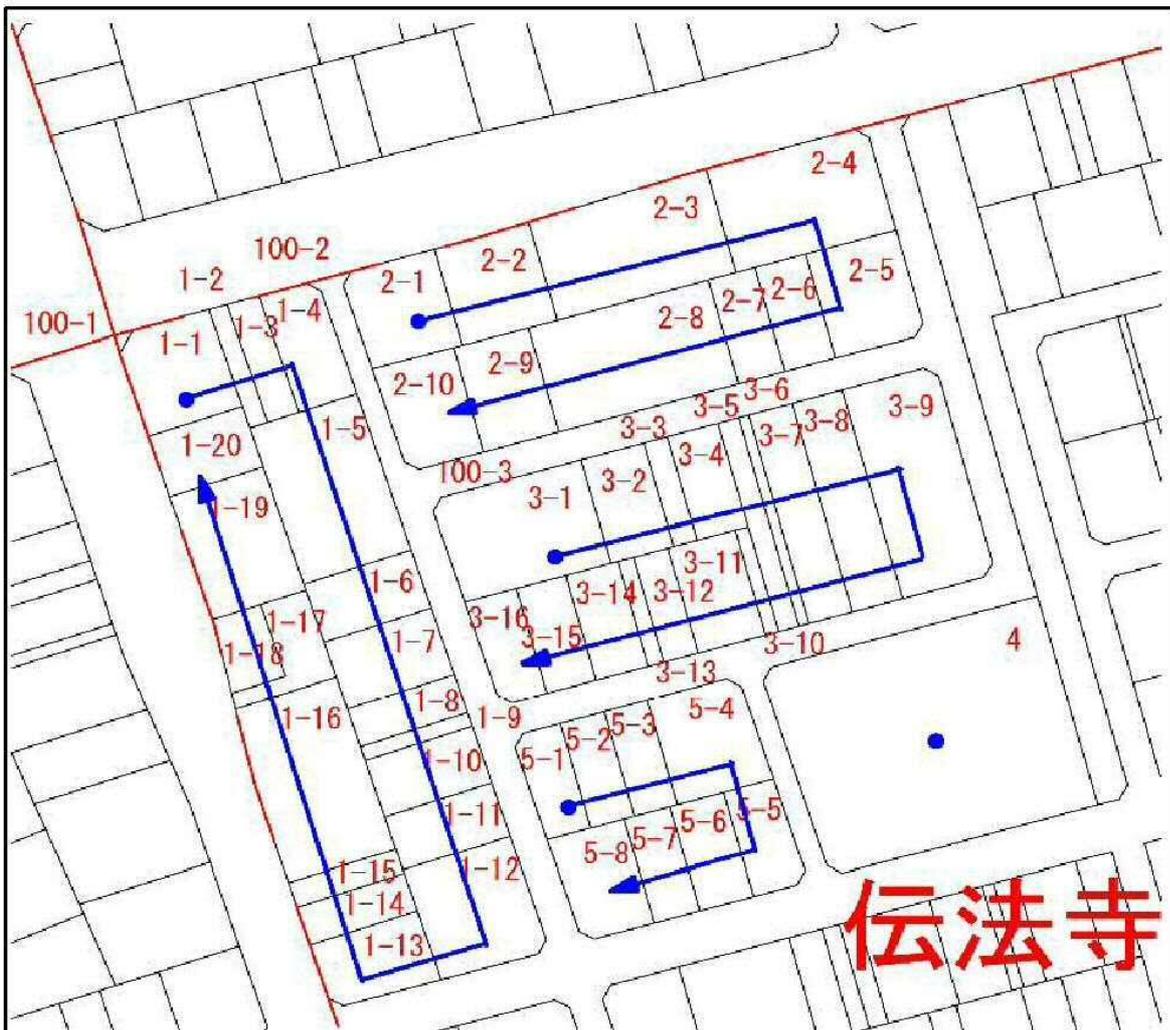
凡	例
	実施区域
	市界
	町界

1 はじめに

このしおりは、伝法寺地区町名地番変更の実施に伴い、その内容や手続きについて説明したものです。換地処分公告翌日の平成29年5月27日から皆様の住所が変わりますので、皆様の住みよいまちづくりのために、ご理解、ご協力をお願い致します。

2 町の区域、地番の定め方

道路・河川・鉄道等恒久的な一見してわかるようなもので区切り、町の境界とし、東西方向は道路等の南側、南北方向は道路等の東側を町界にします。町の区域が決まるとJR尾張一宮駅(起点)を中心として、これに近い区域から順に一丁目、二丁目、・・・十二丁目とします。さらに区域内を道路・水路等で区切り、いくつかの街区(ブロック)に分け、各街区ごとに起点に近い方から蛇行式で順序よく番号を付し、次に、その街区をとりまく道路等の側線に沿って起点に近い街区の角から右まわりに地番を振ります。



3 地番と住所の呼称

地番：一宮市伝法寺〇丁目□番△

住所：一宮市伝法寺〇丁目□番地△

(伝法寺地区では住居表示は実施しません。)

※郵便番号が変更になります。新しい郵便番号は、491-0828です。

4 住所、本籍変更の通知書について

(1) 住所変更の通知書について

町名地番変更の実施にあたり、皆様には住所の変更通知を2回(2月と換地処分公告1週間後)送付します。換地処分公告1週間後に送付するもの(この「しおり」とともに送付するもの)は決定通知及び、公簿等を所管している官公庁等へ住所変更の届出や申請をされる場合の住所変更証明書(個人:1人につき10枚、事業所(法人):1事業所(法人)につき20枚)です。住所変更証明書がさらに必要な時は、本人確認できるものを持参のうえ申請していただければ、個人の方は市役所市民課、出張所、尾西事務所窓口課、木曾川事務所総務窓口課、事業所(法人)の方は市役所行政課において無料で発行します。

※建物が複数の土地にまたがって建っている場合、原則、建物が一番大きくかかっている土地の地番がその建物の住所となります。ただし、所有者からの申し出により小さくかかっている土地の地番を住所とすることも可能ですので、その場合は、市役所市民課、出張所、尾西事務所窓口課、木曾川事務所総務窓口課で変更手続きしてください。

(2) 本籍変更の通知書について

町名地番変更が実施されると、本籍も新しい町名地番に変更されます。この地区に本籍がある方には、換地処分公告1週間後に本籍変更通知書を送付し、公簿等を所管している官公庁等へ本籍変更の届出や申請をされる場合の本籍変更証明書(1人につき3枚)を同封しました。本籍変更証明書がさらに必要な時は、本人確認できるものを持参のうえ申請していただければ、市役所市民課、出張所、尾西事務所窓口課、木曾川事務所総務窓口課において無料で発行します。

5 住所変更に伴う届出、申請について

町名地番変更が実施された日(換地処分公告日翌日の平成29年5月27日)から、公簿等を新しい住所に書き換える必要がありますが、それには市役所等が自動的に変更手続きをするものと、皆様からの届出、申請が必要なものがあります。

- (1) 市や法務局が自動的に住所を変更する主なものは次のとおりです。
(皆様からの届出は必要ありません。)

ア 市役所が変更するもの

公簿名	変更欄	説明
住民基本台帳 印鑑登録原票 選挙人名簿 等	住所欄	市役所において、新しい住所に書き換えます。皆様には住所変更通知を送付します。
戸籍簿	本籍欄	市役所において、新しい本籍に書き換えます。皆様には本籍変更通知を送付します。
国民健康保険被保険者証	住所欄	有効期限までの期間が1年以上あるため、6月中に新しい保険証を簡易書留郵便にて送付します。新しい保険証が届くまでは、旧住所のまま使用していただいても差し支えありません。
国民健康保険高齢受給者証	住所欄	7月20日頃送付します。新しい受給者証が届くまでは、旧住所のまま使用していただいても差し支えありません。
国民健康保険限度額適用認定証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	住所欄	新しい認定証は送付しませんので、旧住所のまま使用していただいても差し支えありません。 有効期限(平成29年7月31日)後は、改めて申請していただく必要があります。

公簿名	変更欄	説明
健康診査受診券	住所欄	新しい受診券は送付しませんので、旧住所のまま使用していただいて差し支えありません。
後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 後期高齢者医療特定疾病療養受療証	住所欄	7月中旬に送付します。新しい保険証等が届くまでは、旧住所のまま使用していただいて差し支えありません。
子ども医療費受給者証 障害者医療費受給者証 後期高齢者福祉医療費受給者証	住所欄	6月中旬に新しい受給者証を送付します。新しい受給者証が届くまでは、旧住所のまま使用していただいて差し支えありません。
母子・父子家庭等医療費受給者証 心身障害者医療費受給者証	住所欄	6月中旬に更新手続きのご案内をしますので、お待ちください。新しい受給者証が届くまでは、旧住所のまま使用していただいて差し支えありません。

※保険証等の住所変更が至急必要な方は、市役所本庁舎1階保険年金課までお越しください。出張所、尾西事務所窓口課、木曾川事務所総務窓口課では、変更できない場合がありますので、ご了承ください。

公簿名	変更欄	説明
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証	住所欄	6月上旬に送付します。新しい保険証等が届くまでは、旧住所のまま使用していただいて差し支えありません。
児童扶養手当証書	住所欄	6月からの現況届を提出後に新しい証書を郵便にて送付します。新しい証書が届くまでは、旧住所のまま使用していただいて差し支えありません。
子ども・子育て支援支給認定証	住所欄	旧住所のまま使用していただいて差し支えありません。
一宮市スポーツ施設予約システム利用者登録書	住所欄	6月中旬に送付します。新しい登録書が届くまでは、旧住所のまま使用していただいて差し支えありません。

イ 法務局が変更するもの

公簿名	変更欄	説明
不動産登記簿	表題部の所在地番 家屋番号欄	不動産登記簿の表題部の所在地は、それぞれの土地・建物がある場所を表しており、法務局において新しい町名・地番に書き換えます。なお、所有者等名義人の住所(権利部の住所)は変更登記申請があるまで変わりません。

ウ 市から新住所の連絡を行う対象機関

警察署、消防署へ、皆様の新しい住所は市から連絡してあります。

住所変更実施後、110番(警察への急報)、119番(火事、救急等の消防への急報)への通報は、新しい住所で連絡してください。

お子様が一宮市立の保育園、小中学校へ通っている場合、お子様の新しい住所は市から連絡してありますので、お子様あるいは保護者の方から申し出ていただく必要はありません。

郵便局、中部電力、東邦ガス、N T Tへの住所変更については、皆様の負担を軽減するため、市が一括して届出を行います(ただし、丹陽町伝法寺地区住所変更に伴う4機関への非通知希望届出書を提出された世帯、法人、事業所分を除く)。

自動車税の納税通知書については、市から西尾張県税事務所へ連絡してありますので、平成30年度から新住所へ送付されます。

(2) 皆様からの届出、申請により住所を変更する公簿等の主なものは次のとおりです。

ア 市役所へ届出するもの

変更事項	申請・届出先	手続きの期限	提出書類
マイナンバー(個人番号)通知カード	市民課 出張所 尾西事務所窓口課 木曾川事務所総務 窓口課	特に期限はありません。 裏面に新住所の記載が必要な方はお持ちください。	マイナンバー(個人番号)通知 カード 本人確認ができるもの
マイナンバー(個人番号)カード	市民課 尾西事務所窓口課 木曾川事務所総務 窓口課	速やかに変更手続きをしてください。	マイナンバー(個人番号)カード
マイナンバー(個人番号)カード交付申請書	市民課 出張所 尾西事務所窓口課 木曾川事務所総務 窓口課	特に期限はありませんが、お手元の交付申請書が使用できなくなります。カードをこれから交付申請される方はお申出ください。	本人確認ができるもの
住民基本台帳カード(顔写真付き)	市民課 尾西事務所窓口課 木曾川事務所総務 窓口課	速やかに変更手続きをしてください。	住民基本台帳カード(顔写真付き)
在留カード、特別永住者証明書	市民課	特に期限はありません。 裏面に新住所の記載が必要な方はお持ちください。	在留カード、特別永住者証明書
<p>* 詳細は、市民課(Tel.28-8972)までお問い合わせください。 * 代理の方が手続きされる場合は他に書類等が必要になりますので、市民課(Tel.28-8972)までお問い合わせください。</p>			

変更事項	申請・届出先	手続きの期限	提出書類
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	福祉課 尾西事務所窓口課 木曾川事務所総務窓口課	速やかに変更手続きをしてください。	各手帳、印鑑 代理の方でも手続き可能です。 詳細は福祉課(Tel.28-9017)へお尋ねください。
市立図書館貸出カード(市内市立小中学校在籍者を除く)	市立図書館	ご利用の際に申請してください。(市内市立小中学校在籍者は図書館が変更します。)	証明書、貸出カード

イ 市役所以外へ届出するもの(下記の表に記載したほかに、法令により住所変更の届出を必要とするものは、それぞれ所定の手続きをしてください。)

変更事項	申請・届出先	手続きの期限	提出書類
勤務先・金融機関等	それぞれの勤務先、あるいは金融機関等	速やかに変更手続きをしてください。	証明書等が必要な場合がありますので、各種届出機関へお尋ねください。
年金(受給者)	年金事務所、市役所保険年金課、尾西事務所窓口課、木曾川事務所総務窓口課	原則、手続きは不要です。ただし、あらかじめ日本年金機構に申し出て、年金受給者の郵送物の送付先を住所地ではない伝法寺地区に登録している場合は、年金証書と印鑑を持参のうえ登録先の変更を行ってください。	
自動車運転免許証	一宮警察署	速やかに変更手続きをしてください。	免許証、証明書又は通知書、本籍が変更した場合は本籍変更証明書
風俗、古物等営業許可証			証明書、許可証、印鑑を持参してください。 詳細は一宮警察署(Tel.24-0110)へお尋ねください。
鉄砲・刀剣所持許可証			
不動産の名義人表示変更登記	不動産の所在地を管轄する法務局(登記所)	期限はありません。必要な時に申請してください。(伝法寺地区町名地番変更区域は、登記変更のため約3か月間登記申請が停止されますので、解除後に申請してください。)	登記申請書を作成する必要があります。(住所変更証明書添付、印鑑持参) 司法書士に依頼(代行手数料が必要)することができます。 不動産登記については、名古屋法務局一宮支局(Tel.71-0600)、商業・法人登記については、名古屋法務局(Tel.052-952-8111)へお尋ねください。
会社等の本店・支店の所在地及び代表者等の住所変更登記	本店・支店の所在地を管轄する法務局(登記所)	法定期限内に申請してください。	

変更事項	申請・届出先	手続きの期限	提出書類
自動車検査証 (自動車・小型二輪車・軽自動車)	愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所 軽自動車検査協会愛知主管事務所小牧支所	速やかに変更手続きをしてください。	証明書、自動車検査証あるいは軽自動車届出済証、委任状(所有者、使用者が違う場合又は代理人の場合)、印鑑(所有者、使用者が違う場合又は代理人の場合はそれぞれ必要)を持参してください。法人で登録の場合は登記事項証明書などが必要です。届出先により異なりますので、詳細は各届出先に照会してください。また、自賠責保険、任意保険については、各保険会社にお尋ねください。 愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所(Tel.050-5540-2048) 軽自動車検査協会愛知主管事務所小牧支所(Tel.050-3816-1773) 愛知県軽自動車協会小牧分室(Tel.0568-43-1406)
軽自動車届出済証 (軽二輪車 126~250cc)	愛知県軽自動車協会小牧分室		
営業許可証及び各種許認可資格証等	営業所の所在地、又は住所地を管轄する関係官庁	法定期限内に申請してください。	証明書、印鑑及び許認可証等を持参してください。詳細は関係官庁までお尋ねください。

(3) 届出、申請は不要であり、ご自身で変更する主なものは次のとおりです。

変更事項	変更欄	説明
パスポート	住所欄	住所が変わっても、パスポートの住所変更手続きは必要ありません。パスポートの最後にある所持人記入欄を御自分で二重線で訂正してください。

6 住所変更に伴う費用について

住所変更に伴う費用(ゴム印、印刷物等)については、個人、法人でご負担いただくこととなりますので、ご理解いただきますようお願い致します。

7 無料はがきについて

町名地番変更の実施に伴い、皆様の住所が変わったことを、友人、親戚、取引先に知らせていただくため、郵便局より無料はがきを1世帯あたり50枚、1事業所あたり200枚配布します。新しい住所、名前、あて先を記入のうえ、最寄りの郵便局かポストへ回収用封筒に入れてお出してください。封筒に入りきらない場合や数回に分けて出される場合は、封筒に入れずに輪ゴム等でまとめてお出しいただいても構いません。

また、事業所(法人)等の方が作製された住所変更のはがきについても無料になります。ただし、広告宣伝などの要素が入ると無料にはなりませんので、事前に郵便局の承認を受けてください。

詳しくは一宮郵便局第一集配営業部(Tel.73-1900)へお尋ねください。

8 1月に開催した住民説明会でいただいた質問にお答えします

【郵便関係】

Q 旧住所で発送される郵便物はいつまで届けてもらえるのか。

A 特にいつまでという定めはありませんが、概ね1年程度は旧住所が記載された郵便物であっても配達します。

【申請・届出先関係】

Q 出張所で手続きできるものとそうでないものは何か。

A 4~5ページのア市役所へ届出するものの申請・届出先欄でご確認ください。
マイナンバー関係等出張所ではできない業務もありますが、ご了承ください。

Q 「速やかに手続きを」という手続きがいくつかあるが、忘れていたらどうなるのか。

A 内容によります。よく使う物は速やかに手続きする必要がありますが、普段使っていない物は何かのついでの時でも支障はないかと思えます。なお、運転免許証については免許証更新のお知らせが、登録してある住所に送付されます。

Q セコムやALSO K等の民間事業者には情報提供されるのか。

A 民間事業者のうち、市から皆様の住所変更の情報提供を行う(ただし、市からの一括届出に同意されなかった世帯分を除く。)のは、一宮郵便局、中部電力一宮営業所、東邦ガス一宮営業所、NTT一宮営業所の4機関のみです。これ以外の民間事業者には、契約者様が直接ご連絡ください。ご連絡の際は、引越しではなく住所変更である旨もお伝えください。

Q 運転免許証、車検証等は多くの方が手続きするはずだが優先的に処理してもらえる等の配慮はあるか。

A 申し訳ありませんが、伝法寺地区の方を優先的にご案内する等の対応はできません。手続きに必要な時間はその時の混雑状況により異なりますが、ご了承ください。

【住所・地番関係】

Q 地番と住所の違いは何か。

A 地番は土地一筆ごとにつけられる番号であり、住所は住民基本台帳に登録された各人の生活の根拠地を示すものです。

Q 住居表示を行わないとはどういう意味か。

A 住居表示とは、土地の地番を住所の表示に使うのではなく、建物ごとに「住居番号」を付定し、この付定された住居番号を住所としてお使いいただく仕組みです。したがって、住居表示を行うと地番と住所がずれる可能性があります。伝法寺地区については、市と地元との協議により、住居表示は行わないこととなりました。

【住所・本籍変更証明書関係】

Q 住所変更証明書は原本を取られてしまうのか。

A 原則、原本になるかと思えます。不足する場合は、本人確認できるものを持参のうえ申請していただければ、個人の方は市役所市民課、出張所、尾西事務所窓口課、木曾川事務所総務窓口課で、事業所(法人)の方は市役所行政課において無料で発行します。

Q 住所変更証明書に併せて住民票ももらえないか。

A 申し訳ありませんができません。住所変更証明書は住民票と同等の効力があります。

Q 住所変更証明書はいつまで無料で発行してもらえるのか。

A 期限はありません。

Q 住所変更証明書は1世帯あたり10枚ではなく1人10枚か。

A 住所変更証明書は、1枚に1人分の内容が記載されており、1人につき10枚送付します。4人世帯では40枚送付します。

【マイナンバー関係】

Q マイナンバーカードの写真は撮りなおす必要はあるのか。

A お持ちのカードを修正しますので、その必要はありません。

【医療・保険・年金・福祉関係】

Q かかりつけの病院の手続きはどのようにしたらよいか。

A 各医療機関の窓口（受付）に、住所変更の旨をお伝えください。

Q 保健所の手続きは自分で行うのか。

A ご自身でお願いします。

Q 身体障害者手帳を持っているが、足が不自由な者も本人が市役所へ出向いて手続きしなければならぬか。

A 代理の方でも手続き可能です。

Q 元教職員で共済年金を受けているが手続きは必要か。

A 5ページ、年金(受給者)欄と同様、原則不要です。郵送物の送付先を伝法寺地区に登録されている方は各自で手続きしてください。

【学校関係】

Q 新1年生についても手続きは不要か。

A 不要です。

Q 丹陽町三ツ井から伝法寺〇丁目に住所変更される場合、小学校は丹陽小学校区のままか。また、丹陽中学校に通う際には徒歩通学か。

A 丹陽小学校区のままです。これから小学校に通うお子さんも丹陽小学校となります。中学生になった場合の通学手段は、学校から自宅までの距離によって決められていますので、詳しくは丹陽中学校(Tel.28-8756)へお尋ねください。

【税関係】

Q 住宅ローン控除の用紙が数年分手元にあるが、住所の訂正はどうすればよいか。

A 勤務先に、市が発行する住所変更証明書を出していただければ、現在お持ちの住宅ローン控除の用紙を修正することなく提出いただいても構いません。

【自動車・バイク関係】

Q 車検が平成29年3月だが、どのように手続きすればよいか。

A 住所変更は平成29年5月ですから、旧住所で車検を受けていただき、5月以降にあらためて住所変更してください。

Q 軽自動車の納付書は新住所で届くのか。

A 平成29年5月1日に発送しますので、旧住所が表記されています。車検を受ける場合は納税証明書を添付していただきますが、納税証明書に住所欄はありませんので、そのままお使いください。

【町内会関係】

Q 現在、三ツ井地区の町内会に加入しているが、町内会のつきあいはどちらになるのか。

A 町内会の付き合いは、世帯の判断で三ツ井・伝法寺のどちらでも可能です。

【区画整理関係】

Q 組合に確認したいことがあるが、組合はいつまで存続されるのか。

A 予定では、平成31年度末までです。

【登記関係】

Q 不動産登記簿の所有者欄の住所変更は無料でできるのか。

A 無料ですが、代理人に頼むと手数料が必要となります。

Q 不動産登記簿の所有者欄の変更は遠隔地でも出向かないといけないか。

A 郵送で申請できます。詳細は所有する不動産を管轄する法務局へお尋ねください。

Q 自分の控えとして持っている登記済証は変える必要があるのか。

A そのままお持ちいただいて構いません。

平成29年5月16日作成

担当：一宮市役所
総務部行政課
まちづくり部都市計画課

☎0586-28-8956(直通)

☎0586-28-8618(直通)